

令和 8 年度第 2 回相模原地域地域医療構想調整会議 資料 3 - 1

病床数適正化緊急支援事業の申請に伴う協議

- **本事業の申請には、厚労省から「地域医療構想調整会議等での議論」が求められる中、詳細が示されなかった**ため、令和8年度第1回の地域医療構想調整会議にて情報提供して以来、これまで、当会議での調整ができなかった。
- こうした中、**県から厚労省への申請締切が令和8年8月24日とされ、締切までに、全ての地域医療構想調整会議が開催できないことが判明**した。
- このため、7月21日に開催した**神奈川県保健医療計画推進会議にて、「事業の趣旨に鑑み」「県保健医療計画推進会議における議論をもって、地域医療構想調整会議等での議論を行ったこととして取り扱う」ことを了承**いただき、**各地域医療構想調整会議では、各医療機関の病床削減の意向を踏まえ、病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等について、協議する取扱いとした。**
- そこで、本資料では、改めて本事業の概要と県の取扱いとともに、申請の取りまとめ結果をご説明する。

- 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業
- 2 事業実施にあたっての本県の取扱い
- 3 申請の取りまとめ結果
- 4 まとめと本日ご意見等を伺いたい事項

1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -事業の概要①-

事業の目的

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、**診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な負担が生じるため支援**を行う。

支給対象

- 医療機関（病院・有床診療所）が国要綱に示す要件を満たした上で削減する病床

支給額

- 4,104千円／床**（ただし、**休床の場合は、2,052千円／床**）
※ 本事業における「休床」とは、本事業申請時に**休棟中の病棟の病床**をいう。
（既に削減済の病床は、病床削減時に休棟中の病床）

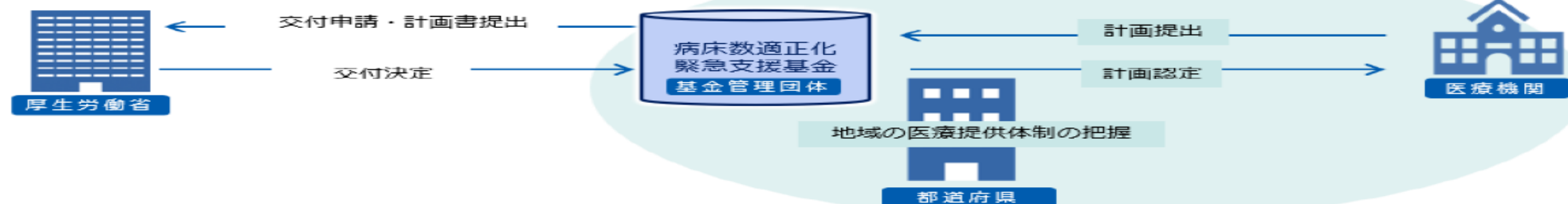
1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -事業の概要②-

申請手続き

- ① **医療機関**は、申請書類を**都道府県**に提出
- ② **都道府県**は、申請書類を審査し、「都道府県が実施する事業」として適当と認める申請を、定められた期間（未定）までに**厚生労働省**に提出
- ③ **厚生労働省が設置する基金管理団体**は、厚生労働省から指示により申請医療機関に**給付金を支給**

事業スキーム

(イメージ図)



【令和7年度からの主な変更点】

- 国が設置する基金管理団体から医療機関へ給付
- 申請にあたり、地域医療構想調整会議等での議論が必要なこと。
- この事業により削減した病床数の基準病床数からの減算

1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -支給対象となる医療機関-

- ① **令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床数を削減する医療機関**
 - 一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。
- ② **令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に病床数の変更に関する届出を行った医療機関**
 - 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡）により、事業計画書を提出した医療機関が対象
- ③ **病床を削減予定と報告し、現に病床を削減した医療機関**
 - 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に報告した医療機関が対象

1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -支給対象外となる病床等-

- 令和7年度実施事業*の支援対象となった病床

* 「令和7年度（令和6年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」
における「病床数適正化支援事業」

- 入院医療の受け入れを停止する場合、**令和9年3月31日時点で廃院予定の病床**
(無床診療所への転換を含む)

- 次に該当する病床

- ① 産科部門及び小児科部門の病床
- ② 同一開設者の医療機関へ融通した病床
- ③ 事業譲渡等により削減した病床（令和9年3月31日時点）
- ④ 病床種別の変更で削減した病床
- ⑤ 医療措置協定を締結した病床
- ⑥ 特例病床
- ⑦ 特定疾患を有する患者のための病床（放射線治療病室、ハンセン病療養所等）
- ⑧ 職員、隊員、業務上の災害を被った労働者が利用する病床の削減

1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 –留意事項–

- **休床を残したまま、休床ではない病床の削減は認めないこと。**
- **特例病床等**を削減する場合、申請理由とされていた事象及び申請理由に対する現状を確認の上、**都道府県において病床削減の是非を判断すること。**
- 本事業により病床数を削減したときは、**病床を削減した医療機関が所在する二次医療圏の基準病床数を削減すること（次頁参照）。**
- 次の場合は**給付金を返還すること。**

- ✓ 「病床機能報告」による報告や、医療法25条に基づく検査時等に、**申請通りに病床の削減が行われていないことが確認された場合**
- ✓ 給付金の支給を受けた日から**令和19年3月31にまでに増床させた場合**
(都道府県知事が病床の増加を認めた場合を除く)
- ✓ 令和9年3月31日時点において、**地域医療構想調整会議での議論を行わずに廃院又は事業譲渡等をしている場合**
- ✓ **申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合**

1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 –基準病床数の取扱い–

- 国通知では、**本事業で削減された病床分は、「不可逆的措置(※)として基準病床数を削減する」とされている。**
- 本事業は、令和9年3月末までの削減病床が対象であるため、**令和9年度上半期を目途に基準病床数へ反映（削減）**することとなる。

【※「不可逆的措置」の定義についての国からの回答】

- **削減された基準病床数は支援事業が廃止される令和9年4月1日以降も、第8次医療計画の期間内は引き継がれる。**



- 「不可逆的措置」の定義を踏まえつつ、**「基準病床数（一般・療養病床）の中間見直し」と「令和8年度病床整備事前協議」**についての県の考え方を、**第2回神奈川県保健医療計画推進会議（7月21日開催）にてお示し、第2回各地域医療構想調整会議にて地域意見の集約を行う。**

2 事業実施にあたっての本県の取扱い -県の受け止め-

- 本事業に係る医療機関からの申請は、国が示す要綱に基づき、県が認定することになるが、**特定の場合**（次頁記載）、**「地域医療構想調整会議において議論を行った上で病床を削減すること」**とされている。

本事業の趣旨

- 本事業は、病院経営が厳しくなる中、**診療体制の変更等による様々な課題に際して生じる負担に対して必要な財政支援**を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を推進し、**地域に必要な医療提供体制を確保ことが目的**

本事業の受け止めと対応

- こうした本事業の趣旨に鑑み、本県としては、
 - 各医療機関の**申請は、各医療機関の経営上の判断として受け止め、**
 - 地域医療構想調整会議では、**個別の医療機関の病床削減の是非を議論するのではなく、**
 - 病床削減による**「地域の課題」や、「今後の役割分担の方向性」等を共有することを目的として協議することとする。**

2 事業実施にあたっての本県の取扱い -本県の考え方-

特定の場合における本県の地域医療構想調整会議等での取扱い

- 本事業は、「病床削減」という地域医療に一定の影響を与えうる事象であることに鑑み、**全ての申請を全て地域医療構想調整会議等での対象**として取り扱う。
- このため、**申請内容は県で資料（一覧）化し、会議は公開**で行う。
- また、病床削減に伴う地域の受け止めに配慮し、県への申請内容は、神奈川県HPで公表する。
- なお、国が定める**「特定の場合」**は次のとおりであり、①、②、③の場合は、地域医療構想調整会議等の際に、**特に留意して協議し、④、⑤の場合は給付の対象外とする。**
*（①、②、③の場合は、会議へ申請者の出席を求めることも想定）

【国が定める「特定の場合」】

- ① 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ② 1 医療機関で100床以上削減をする場合
- ③ その他、都道府県において議論が必要と認める場合（例：過去10年間で病床整備事前協議で配分を受けた医療機関、事業承継により引き継いだ病床 等）
- ④ 本補助事業の申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合や削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む）場合
- ⑤ 令和9年3月31日時点においては廃院する予定の場合

2 事業実施にあたっての本県の取扱い -協議方法の補正-

- 国への申請に当たっては、「特定の場合」に該当する場合は、地域医療構想調整会議での議論が必須であるが、国が示す申請締切が8月24日とされ、全ての地域において、地域医療構想調整会議が実施できない状況となった。

6月22日	● 医療機関あて本事業に係るご案内を発出
7月14日	● 医療機関から県への申請書類の提出締切日
7月21日	● 第2回神奈川県保健医療計画推進会議＜本事業の申請状況を報告・協議＞
8月24日	● 国への申請締め切り

県保健医療計画推進会議での協議により代替

- 県としては、本事業は、**各医療機関の経営上の判断**として受け止め、各地域では、**個別の医療機関の病床削減の是非を議論しない想定**であった。
- そこで、**医療機関の申請を尊重**し、国に申請できるよう、**県保健医療計画推進会議で協議したことをもって、国への申請にあたっての協議を行ったこととして取り扱った。**
- なお、当初想定していた病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等の協議については、県保健医療計画推進会議の協議結果を各地域に共有し、各地域医療構想調整会議において、引き続き協議することとした。

※ 本取扱いについては、令和8年7月21日開催の令和8年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議にて協議

2 事業実施にあたっての本県の取扱い –申請内容に不備に関する取扱い–

- 現状では、全ての案件が要件を充足する申請であったが、国への提出期限までの間に、万が一不備が判明した場合、**本来なら県保健医療計画推進会議で協議したと言いたい**ため、**国へ申請すべきではない**。
- しかし、国からの通知が締め切り間際ということも考慮すると、**可能な限り、国への申請が配慮できることが望ましい**。
- こうした中、本県では、「**病床削減は地域医療に一定の影響を与えうる事象**」と捉え、**全ての申請を協議の対象としている**。

申請内容に不備があった場合の取扱い

- そこで、申請内容を次の2通りに大別し、**国が指定する「特定の場合」に該当しない申請（区分1）**で、国への申請締切である8月24日までに、確認が取れた場合にあつては、**第1次の申請対象と取り扱う**。

区分1	国が指定する「特定の場合」に該当しないもの	: 申請対象
区分2	国が指定する「特定の場合」に該当するもの	: 2次申請で取扱い

3 申請の取りまとめ結果 -申請状況（病床数と病床機能）-

二次医療圏	申請状況 (単位：件)	削減病床数（単位：床）				削減病床の機能（単位：床）						
		療養	一般	精神	計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休棟等	計
横浜	22	15	211	160	386	0	80 53	29 18	15 53	150	112	386
川崎北部	3	0	16	15	31	0	10	1	0	15	5	31
川崎南部	4	0	121	0	121	0	10	0	0	0	111	121
相模原	7	56	92	22	170	0	7	7	40	0	116	170
横須賀・三浦	4	56	162	30	248	0	19	0	6	30	193	248
湘南西部	4	56	68	88	212	0	0	0	12	8	192	212
県央	3	0	18	147	165	0	0	18	0	0	147	165
県西	5	7	88	0	95	7	47	15	7	0	19	95
合計	52	190	776	462	1,428	7	173 146	70 59	80 118	203	895	1,428

【7月30日審査時点】

- ・ 湘南東部地区の医療機関からの申請はなし。
- ・ 見消しは、7月21日開催の神奈川県保健医療計画推進会議の直前に修正申請がなされていたが、同会議の資料に反映できなかったもの。

3 申請の取りまとめ結果 -主たる削減理由-

➤ 主たる削減理由は、「経営上の理由」「需要の減少」「人手不足」で7割を超えている。

主たる削減理由	横浜	川崎 北部	川崎 南部	相模原	横須賀・ 三浦	湘南 西部	県央	県西	計
経営上の理由	7	0	3	3	2	1	1	2	19
需要の減少	6	2	1	0	2	0	1	1	13
人手不足	4	0	0	2	0	1	0	0	7
患者需要への対応	2	1	0	1	0	0	0	0	4
経営上の理由、人手不足	2	0	0	0	0	0	0	0	2
老朽化による	0	0	0	0	0	0	1	1	2
重症病床へ重点化	0	0	0	0	0	0	0	1	1
需要の減少・認知症治療病棟への転換	0	0	0	0	0	1	0	0	1
病床機能転換に伴う設備改築	0	0	0	1	0	0	0	0	1
休床病棟の再開予定なし	0	0	0	0	0	1	0	0	1
地ケア病棟への転換	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	22	3	4	7	4	4	3	5	52

3 申請取りまとめ結果 -病床数適正化による病床利用率の影響試算-

➤ 試算によると、削減による病床利用率への影響は、圏域ごとに差異はあるが、**全県的には病床利用率が1.3～3%上昇する。**

病床数

二次医療圏	削減前				削減数				削減後			
	療養A	一般B	精神C	計D	療養E	一般F	精神G	計H	療養I	一般J	精神K	計L
横浜	4,332	18,308	-	22,640	15	211	-	226	4,317	18,097	-	22,414
川崎北部	606	3,548	-	4,154	0	16	-	16	606	3,532	-	4,138
川崎南部	421	4,060	-	4,481	0	121	-	121	421	3,939	-	4,360
相模原	2,306	3,544	-	5,850	56	92	-	148	2,250	3,452	-	5,702
横須賀・三浦	943	4,054	-	4,997	56	162	-	218	887	3,892	-	4,779
湘南東部	1,171	3,164	-	4,335	0	0	-	0	1,171	3,164	-	4,335
湘南西部	1,072	3,291	-	4,363	56	68	-	124	1,016	3,223	-	4,239
県央	1,037	4,208	-	5,245	0	18	-	18	1,037	4,190	-	5,227
県西	859	2,001	-	2,860	7	88	-	95	852	1,913	-	2,765
全県域	12,747	46,178	12,980	71,905	190	776	462	1,428	12,557	45,402	12,518	70,477

病床利用率

二次医療圏	削減前		
	療養a	一般b	精神c
横浜	90.2%	78.6%	-
川崎北部	89.5%	80.0%	-
川崎南部	79.1%	74.7%	-
相模原	80.1%	76.8%	-
横須賀・三浦	81.9%	74.3%	-
湘南東部	87.7%	84.3%	-
湘南西部	89.7%	75.4%	-
県央	89.3%	77.5%	-
県西	85.4%	68.4%	-
全県域	86.7%	77.4%	82.6%

削減による利用率の影響		
療養i-a	一般j-b	精神k-c
0.3%	0.9%	-
0.0%	0.4%	-
0.0%	2.3%	-
2.0%	2.0%	-
5.2%	3.1%	-
0.0%	0.0%	-
4.9%	1.6%	-
0.0%	0.3%	-
0.7%	3.1%	-
1.3%	1.3%	3.0%

削減後		
療養i	一般j	精神k
90.5%	79.5%	-
89.5%	80.4%	-
79.1%	77.0%	-
82.1%	78.8%	-
87.1%	77.4%	-
87.7%	84.3%	-
94.6%	77.0%	-
89.3%	77.8%	-
86.1%	71.5%	-
88.0%	78.7%	85.6%

試算方法

- ・ 削減前の病床数は令和8年4月の医療機関名簿に記載の病床数を記載
- ・ 病床利用率は令和6年の病院報告を使用。
- ・ 在院患者数は病床利用率の式「 $\text{病床利用率} = \text{在院患者数} / (\text{病床数} \times 365 \text{ (日)})$ 」をもとに算出

4 まとめと本日ご意見等を伺いたい事項

まとめ

(本事業の趣旨)

- 本事業は、**病院経営が厳しくなる中、診療体制の変更等**による様々な課題に際して生じる負担に対して、**必要な財政支援を行うこと**で、医療機関における連携・再編・集約に向けた取組を推進し、**地域に必要な医療提供体制を確保することが目的**

(本事業の本県の取扱い)

- 本県では、こうした本事業の趣旨に鑑み、**各医療機関の申請は、各医療機関の経営上の判断として受け止め、個別の医療機関の病床削減の是非は議論しないこと**としている。

(取りまとめ結果と削減による病床利用率への影響の試算)

- 全体では、52医療機関から約1,400床の病床削減の申請があった。
- また、**削減による病床利用率への影響について**、県全体で、**15頁で試算したとおり**、病床種別で見ると、**1.3～3%病床利用率が上昇する**。

ご意見等を伺いたい事項

- 本日は、**病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等について、お気づきの点があればご意見を伺いたい**。

説明は以上です。

第1回申請のスケジュール

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 6月22日 | ● 医療機関あて本事業に係るご案内を発出 |
| 7月14日 | ● 医療機関から県への申請書類の提出締切日 |
| 7月21日 | ● 第2回神奈川県保健医療計画推進会議＜本事業の申請状況を報告・協議＞ |
| 8月24日 | ※ 各地域地域医療構想調整会議は8月7日から9月9日にかけて開催 |
| | ● 国への申請締め切り |

第2回申請のスケジュール

- 現時点で国から詳細が示されていないため、今後詳細なスケジュールが国から示されしだい県ホームページで記載していきます。
※第2回申請についても、結果をとりまとめて各地域に報告等を行っていく予定です。

参考 本事業に係る令和7年度の病床削減の状況

- 令和7年度に病床数適正化支援事業により削減した二次医療圏別の病床数

二次医療圏	医療機関数	削減病床数	(病床種別)			(病床機能)					
			一般	療養	精神	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休床
横浜	12	178	157	0	21	9	101	0	1	8	59
川崎北部	1	50	50	0	0	0	5	0	0	0	45
川崎南部	3	26	26	0	0	0	10	0	0	0	16
相模原	5	55	42	10	3	10	32	0	10	3	0
横須賀・三浦	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
湘南東部	1	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10
湘南西部	5	96	86	10	0	21	0	0	5	0	70
県央	3	18	12	0	6	0	10	0	0	6	2
県西	2	48	13	35	0	0	0	0	0	0	48
計	33	482	387	65	30	40	159	0	16	17	250